

春分の日、恒例！ 第16回ぬまた駅伝大会の参加者を募集します

学校やクラブ、地域サークルや会社など気の合う仲間とチームを組み、たすきをつないでみませんか。当日、沼田公園内は選手の通過に合わせて、交通規制を実施します。皆さんのご協力をお願いします。

とき 3月21日(金)午前9時開会

コース 沼田公園(1周1.8km)



チーム編制 監督1人、選手5人、補員2人以下
※監督は兼務できるが成人でなければならない

種別

■A部門 9km(1～5区、各1周)

小学生男子・女子、中学生女子、一般女子、一般

■B部門 12.6km(1・5区は各2周、2～4区は各1周)

中学生男子、一般

参加資格 小中学生の部は利根沼田在住、または在学者。一般の部は県内在住、または在勤者

申し込み 2月28日(金)までに所定の用紙で市民体育館、または白沢町・利根町教育支所へ

※小中学生は承諾書を添えること

問い合わせ NPO法人沼田市体育協会(市民体育館内)☎249444へ



学校紹介

わたしたちの多那中学校



私たちの通う多那中学校は、全校生徒24人という、少人数の学校です。1年生から3年生までの学年間の交流が多いことも特徴の一つです。だから、多那中生は、生徒全員がとても仲良しです。

ここで、学校行事や生徒会活動について紹介します。私たちは、多那の豊かな自然環境を壊さないために、2カ月に1回、通学路のごみ拾いをしています。

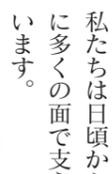
これは、もう20年近く続いている活動ですが、その成果が認められ、昨年度、環境美化教育優良校に選ばれました。これからは、このよき伝統を受け継いでいきたいと思っています。

次は、多那小中学校オリジナルの八木節、



「ぼくらの八木節」です。八木節の旋律に合わせて、たくさんの方と一緒に演奏しています。

地域の人を取り入れた歌詞を、自分たちで作詞しました。この八木節を、運動会やお盆祭りで地域の人に



この他にも、地域のお年寄りとの交歓会や、学校林「朝霧の森」でのキノコの栽培活動など、

多那中学校ならではの行事や活動がたくさんあります。このように、多那中学校は人数は少ないですが、地域の人に支えられながらみんな仲良く学校生活を送る、とても良い学校です。私たちは、多那中生でとてもよかったですと思うとともに、よりよい学校づくりを目指して、さらに頑張っていきたいと思っています。

(生徒会長 藤井里世)

3ページ下段補足

個人の市県民税の均等割額が変わります

問い合わせ 税務課市民税係☎内線3145、県税務課☎027(226)2196

東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づいて、本市と県が実施する防災対策や減災施策に要する財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人の市民税と県民税の各均等割額が500円ずつ上乗せされます。このことによって平成25年度の均等割額と比較して1,000円の上乗せとなります。

また、この他に平成26年度から平成30年度までの5年間、県内の森林における環境整備や保全を目的とした施策に要する財源を確保するため「ぐんま緑の県民税」として、個人の県民税均等割額が700円上乗せされます。

これにより個人の市県民税均等割額は、現在の均等割額(平成25年度)と防災対策や減災施策に要するための均等割額上乗せ分、ぐんま緑の県民税上乗せ分の合計額となり、下表のとおりとなります。



個人の市県民税均等割額

| 区分 | 市民税均等割額 | 県民税均等割額 | 合計 |
|---|---------|---------|--------|
| 現在の均等割額 (平成25年度) | 3,000円 | 1,000円 | 4,000円 |
| 防災対策や減災施策に要するための均等割額上乗せ分 (平成26年度～平成35年度) | 500円 | 500円 | 1,000円 |
| ぐんま緑の県民税 (平成26年度～平成30年度) | - | 700円 | 700円 |
| 均等割額の合計 | 3,500円 | 2,200円 | 5,700円 |

ぐんま緑の県民税とは

県では大切な森林を守り育て、次世代に引き継いでいくために、県民税均等割の超過課税として「ぐんま緑の県民税」を4月から導入します。

税収の使い道

以下の内容を予定しています。

- ▼奥山などの生産条件が不利な森林を整備する「水源地域等の森林整備」
- ▼森林の大切さなどへの理解促進を図る「ボランティア活動・森林環境教育の推進」
- ▼里山、竹林、平地林整備などきめ細かな取り組みを行う「市町村提案型事業等」

問い合わせ

- 税の使い道や森林保全について
県林政課☎027(226)3211
- 税の仕組みについて
県税務課☎027(226)2196

税の仕組み

| 区分 | 個人 | 法人 |
|-----------|--|--|
| 納税対象 | 県内に住所、事務所、家屋敷などを持っている人 ※前年の所得金額が基準を下回るなど一定条件を満たす人は非課税 | 県内に事務所、事業所、寮などを持っている法人 |
| 年間の納税額(率) | 700円 | 資本金などの額により年間1,400円～56,000円 ※県民税均等割の税額の7%相当額 |
| 納税方法 | 市町村民税と併せて市町村に納税 | 従来の申告書により直接県に申告納付 |
| 導入時期 | 平成26年度課税から ※平成25年の所得分 | 4月1日以降に終了する事業年度分から |
| 税収見込み額 | 約6億6,000万円 ※平年の県民税収入より試算 | 約1億6,000万円 ※平年の県民税収入より試算 |
| 課税期間 | 平成26年度～平成30年度 | |